土地改良施設機能更新等円滑化対策事業（継続）

１．趣　　旨

（１）農業水利施設は、農業用水路だけでも、全国約 40 万 km の延長になるなど、ストックを形成しており、その管理については土地改良区等に委託しているところであるが、食料の安定的な供給のために不可欠な水の供給を行うため、その機能を適切に維持・保全し、次世代へ継承していくことが重要な課題となっている。このことは、平成 17 年 3 月に策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」でも明記されている。

（２）しかしながら、現在の設計基準は、阪神・淡路大震災（震度 6 強程度以上（レベル 2））の被災状況を踏まえ、地域における施設の重要度を考慮した耐震設計を行うよう変更（H16 年）されているが、これ以前に造成されている施設については、従来の地震規模（レベル 1）に対応するよう設計されており、重要度の高い施設であっても、レベル 2 に対応していないものが相当数存在する。一方で、耐震性は確保されているものの、簡易な補修、補強、更新を行うことにより、水利機能が回復する施設も存在する。

　また、トンネル等暗渠施設の使用権原である地上権等についても更新時期を迎えているが、現在の土地所有者、相続等の発生状況、周辺の土地利用状況等に関する情報が未確認であり、施設の長寿命化に資する適切な更新、管理を行うにあたり、その情報の把握及び権利の再調整等を行う人材確保が急務となっている。

（３）このため、既存の基幹的施設のうち、レベル 1 で設計を行っている施設について、耐震強度にかかる情報収集等を行うとともに、大規模地震により被災した場合、周囲に大きな損害を与えることが考えられる重要度の高い施設については、効率的に補修、補強を行うための工法の調査、検討等を行うとともに、適切に施設の機能回復を図るための簡易な補修、補強、更新を行うものについて、土地改良区等が実施可能な範囲と工法の調査、検討等を行う。

　また、緊急性の高い地区を選定し、地上権設定等に係る土地権利者、土地利用状況等の情報を把握して、今後の事業構想段階へ反映させる権利調整手法の検討を行う他、土地改良施設用地に係る境界紛争(一例)等に対処するための法律相談事業等を効率的かつ一体的に行い、より円滑な土地改良施設の更新・整備及び管理に資するものである。

２．事　業　内　容

（１）基幹的施設の耐震設計にかかる調査
　①現行基準で評価した場合の耐震性調査及び調査に基づく耐震補強対策の検討
　②耐震診断の手法、補修・補強工法の調査、検討
　③学識経験者を含めた委員会の設置、検討
　④耐震性の機能診断にかかる実務者研修

（２）簡易補修等で機能回復を適切に行うための調査
　①簡易補修等の適用範囲の調査、検討と施工方法取りまとめ
　②専門技術者を含めた委員会の設置、検討
　③簡易補修、補強手法にかかる実務者研修

（３）国有土地改良財産に関わる権利者及び土地利用状況調査等
　①国有土地改良財産に関わる権利者及び土地利用状況等の調査
　②①の成果を施設更新等の構想段階に反映する権利調整手法等の分析・検討
　③土地改良施設を巡る地権者及び関係人との紛争処理等に係る法律相談事業
　④土地改良区等の実務者研修事業

３．交　付　先　　民　間　団　体

４．事業実施主体等　　民　間　団　体

５．事業実施期間　　平成１８年度～平成２２年度

６．補　助　率　　定　　額

７．平成19年度概算決定額　　３１２,６４２(３５０，０００)千円

【担当課(室)：農村振興局設計課施工企画調整室】